

平成二十年十月三日受領
答弁第三六号

内閣衆質一七〇第三六号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しに関する質問に対する答弁書

後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしており、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。